

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	36,243,901	36,702,305
うち、出資金及び資本準備金の額	9,422,854	9,067,256
うち、再評価積立金の額	7,901	7,901
うち、利益剰余金の額	27,250,080	28,038,165
うち、外部流出予定額 (△)	△ 90,349	△ 104,495
うち、上記以外に該当するものの額	△ 346,585	△ 306,523
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	92,358	72,518
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	92,358	72,518
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	36,336,260	36,774,823
コア資本にかかる調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	40,015	33,372
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	40,015	33,372
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	141,079	324,815
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	181,094	358,187
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	36,155,165	36,416,636
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	229,456,790	227,330,047
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,459,647	7,639,217
フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	236,916,437	234,969,264
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	15.26%	15.50%

(注)

- 1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 2 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 3 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		5,485,048	-	-	6,752,566	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,999,554	-	-	17,800,762	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	14,866,079	-	-	12,509,443	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	1,300,051	130,005	5,200	1,300,051	130,005	5,200
	我が国の政府関係機関向け	4,307,650	50,102	2,004	4,307,650	50,102	2,004
	地方三公社向け	1,200,566	-	-	1,200,566	-	-
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	531,036,115	106,207,223	4,248,288	493,272,550	98,654,510	3,946,180
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-	203,696	40,739	1,629
	カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	628,955	148,477	5,939	628,256	147,779	5,911
	（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-
	中堅中小企業等向け及び個人向け	4,521,025	2,214,853	88,594	4,938,763	2,683,741	107,349
	（うちトランザクター向け）	40,985	18,443	737	84,145	37,865	1,514
	不動産関連向け	13,730,193	10,587,048	423,481	13,403,217	10,176,857	407,074
	（うち自己居住用不動産等向け）	10,254,487	7,365,532	294,621	10,308,097	7,422,590	296,903
	（うち賃貸用不動産向け）	3,475,706	3,221,515	128,860	3,095,119	2,754,267	110,170
	（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
	（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
	（うちADC向け）	-	-	-	-	-	-
	劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,564,469	339,793	13,591	1,918,132	690,153	27,606
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	223,018	159,263	6,370	149,127	81,955	3,278
	取立未済形状	55,522	11,104	444	45,300	9,060	362
	信用保証協会等保証付	78,592,112	7,668,338	306,733	76,624,030	7,473,820	298,952
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
	株式等	5,917,090	5,917,090	236,683	5,959,175	7,746,927	309,877
	共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
	上記以外	58,278,269	96,023,489	3,840,939	61,739,912	99,485,132	3,979,405
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	25,163,480	62,908,700	2,516,348	25,163,480	62,908,700	2,516,348
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち上記以外のエクスポージャー）	33,114,789	33,114,789	1,324,591	36,576,432	36,576,432	1,463,057

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
信用リスク・アセット	証券化	-	-	-	-	-	-
	（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
	（短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
	（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
	（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
	（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
	（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
	（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	727,705,721	229,456,790	9,178,271	702,549,506	227,330,047	9,093,201
	CVAリスク相当額÷8% （簡便法）	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）		727,705,721	229,456,790	9,178,271	702,549,506	227,330,047	9,093,201
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	所要自己資本額	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
		a	$b=a \times 4\%$	a	$b=a \times 4\%$		
		-	-	-	-		
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
		a	$b=a \times 4\%$	a	$b=a \times 4\%$		
		7,459,647	298,385	7,639,217	305,568		
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)合計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計	所要自己資本額		
		a	$b=a \times 4\%$	a	$b=a \times 4\%$		
		236,916,437	9,476,657	234,969,264	9,398,770		

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	7,459,647	7,639,217
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	298,385	305,568
B I	4,973,098	5,092,811
B I C	596,771	611,137

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

項目・区分		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
	国内	727,705,721	107,095,810	19,817,585	-	1,787,488	702,549,506	103,998,722	30,517,070	-	2,067,259
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		727,705,721	107,095,810	19,817,585	-	1,787,488	702,549,506	103,998,722	30,517,070	-	2,067,259
法人	農業	1,046,780	939,280	-	-	63	1,250,092	1,142,592	-	-	-
	林業	2,538	-	-	-	-	2,539	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	2,000	2,000	-	-	-
	製造業	540,472	328,170	-	-	118,486	560,895	348,593	-	-	113,989
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,477	1,477	-	-	1,407	28,663	28,663	-	-	2,052
	電気ガス熱供給・水道業	51,718	-	-	-	-	78,102	-	-	-	-
	運輸・通信業	4,719,292	9,153	4,607,577	-	-	4,725,188	11,500	4,607,577	-	-
	金融・保険業	560,512,629	-	2,801,286	-	-	522,748,804	-	2,801,286	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	4,802,634	825,677	-	-	509,097	4,718,313	745,037	-	-	484,922
	日本国政府・地方公共団体	20,793,250	8,384,529	12,408,720	-	-	30,322,537	7,214,331	23,108,205	-	-
	上記以外	5,540,648	48,312	-	-	-	6,841,223	75,498	-	-	-
個人		96,551,131	96,530,850	-	-	1,158,432	94,402,846	94,402,846	-	-	1,202,088
その他		33,143,148	28,358	-	-	-	36,868,299	27,660	-	-	-
業種別残高計		727,705,721	107,095,810	19,817,585	-	1,787,488	702,549,506	103,998,722	30,517,070	-	1,803,052
	1年以下	533,942,162	3,344,285	-	-		495,723,985	2,655,132	-	-	
	1年超3年以下	2,110,197	2,110,197	-	-		3,657,044	2,230,622	1,426,421	-	
	3年超5年以下	4,108,035	4,108,035	-	-		6,957,759	4,062,369	2,895,390	-	
	5年超7年以下	4,494,625	4,293,668	200,957	-		7,359,113	4,564,778	2,794,334	-	
	7年超10年以下	8,780,939	5,973,765	2,807,173	-		10,913,523	5,651,191	5,262,331	-	
	10年超	101,353,470	84,544,015	16,809,454	-		99,923,969	81,785,376	18,138,592	-	
	期限の定めのないもの	72,916,290	2,721,841	-	-		78,014,110	3,049,251	-	-	
残存期間別残高計		727,705,721	107,095,810	19,817,585	-		702,549,506	103,998,722	30,517,070	-	

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	472, 311	92, 358		472, 311	92, 358
個別貸倒引当金	2, 005, 318	1, 841, 944	17, 282	1, 988, 036	1, 841, 944

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	92, 358	72, 518		92, 358	72, 518
個別貸倒引当金	1, 841, 944	1, 682, 058	5, 294	1, 836, 649	1, 682, 058

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目・区 分		令和 6 年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
	国 内	2, 005, 318	1, 841, 944	17, 282	1, 988, 036	1, 841, 944
	国 外	-	-	-	-	-
地域別計		2, 005, 318	1, 841, 944	17, 282	1, 988, 036	1, 841, 944
法人	農業	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-
	製造業	-	50, 263	-	-	50, 263
	鉱業	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	1, 407	-	-	1, 407
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	535, 141	507, 671	-	535, 141	507, 671
	上記以外	-	-	-	-	-
	個 人	1, 470, 177	1, 282, 603	17, 282	1, 452, 895	1, 282, 603
業種別計		2, 005, 318	1, 841, 944	17, 282	1, 988, 036	1, 841, 944

(単位：千円)

項 目・区 分		令和 7 年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
	国 内	1, 841, 944	1, 682, 058	5, 294	1, 836, 649	1, 682, 058
	国 外	-	-	-	-	-
地域別計		1, 841, 944	1, 682, 058	5, 294	1, 836, 649	1, 682, 058
法人	農業	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-
	製造業	50, 263	49, 484	-	50, 263	49, 484
	鉱業	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1, 407	1, 057	-	1, 407	1, 057
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	507, 671	483, 499	-	507, 671	483, 499
	上記以外	-	-	-	-	-
	個 人	1, 282, 603	1, 148, 018	5, 294	1, 277, 309	1, 148, 018
業種別計		1, 841, 944	1, 682, 058	5, 294	1, 836, 649	1, 682, 058

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度						令和7年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値	
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	5,485,048	-	5,485,048	-	-	0%	6,752,566	-	6,752,566	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	5,999,554	-	5,999,554	-	-	0%	17,800,762	-	17,800,762	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	14,866,079	-	14,866,079	-	-	0%	12,399,443	1,100,000	12,399,443	110,000	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	1,300,051	-	1,300,051	-	130,005	10%	1,300,051	-	1,300,051	-	130,005	10%
我が国の政府関係機関向け	10～20	4,307,650	-	4,307,650	-	50,102	1%	4,307,650	-	4,307,650	-	50,102	1%
地方三公社向け	20	1,200,566	-	1,200,566	-	-	0%	1,200,566	-	1,200,566	-	-	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	531,036,115	-	531,036,115	-	106,207,223	20%	493,272,550	-	493,272,550	-	98,654,510	20%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	-	-	-	-	-	-	203,696	-	203,696	-	40,739	20%
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	628,955	-	628,955	-	148,477	24%	628,256	-	628,256	-	147,779	24%
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	4,097,482	4,197,495	2,948,491	419,749	2,214,853	66%	4,290,609	6,421,015	3,178,924	642,047	2,683,741	70%
（うちトラザクター向け）	45	-	409,850	-	40,985	18,443	45%	-	841,450	-	84,145	37,865	45%
不動産関連向け	20～150	13,714,793	-	13,067,539	-	10,587,048	81%	13,403,217	-	12,670,222	-	10,176,857	80%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	10,254,487	-	9,897,257	-	7,365,532	74%	10,308,097	-	9,951,090	-	7,422,590	75%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	3,460,305	-	3,170,282	-	3,221,515	102%	3,095,119	-	2,719,132	-	2,754,267	101%
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	412,192	374,704	390,671	12,122	339,793	84%	395,512	2,424,500	377,542	231,855	690,153	113%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	165,234	-	165,129	-	159,263	96%	87,198	-	87,041	-	81,955	94%
取立未済手形	20	55,522	-	55,522	-	11,104	20%	45,300	-	45,300	-	9,060	20%
信用保証協会等による保証付	0～10	78,592,112	-	77,424,778	-	7,668,338	10%	76,624,030	-	75,461,338	-	7,473,820	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	5,917,090	-	5,917,090	-	5,917,090	100%	5,959,175	-	5,959,175	-	7,746,927	130%
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	100～1250	58,278,269	-	58,278,269	-	96,023,489	165%	61,739,912	-	61,739,912	-	99,485,132	161%
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	25,163,480	-	25,163,480	-	62,908,700	250%	25,163,480	-	25,163,480	-	62,908,700	250%
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	33,114,789	-	33,114,789	-	33,114,789	100%	36,576,432	-	36,576,432	-	36,576,432	100%
証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	-	726,237,811	4,572,200	723,252,607	431,872	229,141,470	32%	700,564,992	9,945,516	697,539,494	983,902	227,330,047	33%

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

項目	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%		50%	100%		150%	その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,999,554			-			-					5,999,554	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-			-			-					-	
国際決済銀行等向け	-			-			-					-	
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他		合計				
我が国の地方公共団体向け	14,866,079	-	-	-	-	-			14,866,079				
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-			-				
地方公共団体金融機構向け	-	1,300,051	-	-	-	-			1,300,051				
我が国の政府関係機関向け	3,806,621	501,028	-	-	-	-	1		4,307,650				
地方三公社向け	1,200,566	-	-	-	-	-			1,200,566				
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他		合計				
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-			-				
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	531,035,421	-	-	-	-	-	-	694	531,036,115				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	600,596	-	-	-	-	28,358	-	-	1	628,955			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%		250%		400%		その他		合計			
劣後債権及びその他資本性証券等	-											-	
株式等	-					5,917,090						5,917,090	
	45%	75%			100%			その他			合計		
中堅中小企業等向け及び個人向け	40,985	2,626,502			194,234			506,520			3,368,241		
（うちトランザクター向け）	40,985										40,985		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,804,759	92,498	9,897,257
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連のうち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	3,068,057	-	102,225	3,170,282	
	70%	90%		110%		112.50%		150%		その他		合計	
不動産関連のうち事業用不動産関連向け	-											-	
	60%				その他					合計			
不動産関連のうちその他不動産関連向け													
	100%			150%			その他			合計			
不動産関連のうちADC向け													
	50%		100%		150%		その他			合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	92,724		133,645		106,252		70,172			402,793			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			158,198				6,931			165,129			
	0%	10%	20%	100%		その他		合計					
現金	5,485,048	-	-					5,485,048					
取立未済手形	-	-	55,522				55,522						
信用保証協会等による保証付	284,523	76,660,850						479,405		77,424,778			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-									-			
共済約款貸付	-									-			

(単位：千円)

項目	令和7年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	17,800,762	-		-		-		-		-		17,800,762	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-		-		-		-		-		-	
国際決済銀行等向け	-	-		-		-		-		-		-	
	0%	10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計
我が国の地方公共団体向け	12,509,443	-		-		-		-		-		-	12,509,443
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-		-		-		-		-		-	-
地方公共団体金融機構向け	-	1,300,051		-		-		-		-		-	1,300,051
我が国の政府関係機関向け	3,806,621	501,028		-		-		-		-		1	4,307,650
地方三公社向け	1,200,566	-		-		-		-		-		-	1,200,566
	0%	20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計
国際開発銀行向け	-	-		-		-		-		-		-	-
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	493,272,247	-		-		-		-		-		303	493,272,550
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	203,696	-		-		-		-		-		-	203,696
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	600,596	-		-		-		27,660	-	-	-	-	628,256
（うち特定貸付債権向け）	-	-		-		-		-	-	-	-	-	-
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-		-		-		-		-		-	-
株式等	-	-		5,959,175		-		-		-		-	5,959,175
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	84,145	2,615,606		626,096		495,124		3,820,971					
（うちトランザクター向け）	84,145	-		-		-		84,145					
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,885,145	65,945	9,951,090
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連のうち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	2,623,071	-	96,061	2,719,132	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連のうち事業用不動産関連向け	-	-		-		-		-		-		-	-
	60%				その他				合計				
不動産関連のうちその他不動産関連向け	-				-				-				
	100%			150%			その他			合計			
不動産関連のうちADC向け	-			-			-			-			
	50%		100%		150%		その他			合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	93,336		63,551		385,864		66,647			609,398			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-		81,017		-		6,024			87,041			
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	6,752,566	-		-		-		-		-		6,752,566	
取立未済手形	-	-		45,300		-		-		-		45,300	
信用保証協会等による保証付	252,649	74,718,883		-		-		489,806		75,461,338			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-		-		-		-		-		-	
共済約款貸付	-	-		-		-		-		-		-	

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト 区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用 後)	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用 後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	645,689,990	-		643,020,925	616,505,086	1,100,000	10%	613,914,334
40%～70%	98,469	462,756	10%	138,568	95,867	922,359	10%	182,950
75%	12,177,888	3,727,957	10%	12,431,262	12,103,409	5,184,449	10%	12,500,752
80%	-	-	10%	-	-	-	10%	-
85%	15,529	-		15,529	14,843	267,000	10%	41,543
90%～100%	503,780	304,785	10%	514,436	823,098	31,189	10%	798,326
105%～130%	3,258,118	-		3,068,095	2,798,769	-		2,623,096
150%	104,918	16,744	10%	106,252	159,521	2,308,423	10%	385,864
250%	-	-		-	5,959,175	-		5,959,175
400%	5,917,090	-		5,917,090	-	-		-
1250%	-	-		-	-	-		-
その他	12,661	59,956	10%	12,954	7,121	132,093	10%	19,253
合計	667,778,447	4,572,200	10%	665,225,115	638,466,892	9,945,516	10%	636,425,297

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポート・エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポート・エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポート・エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポート・エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート・エクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	3,806,621	-	-	3,806,621	-
地方三公社向け	-	1,200,566	-	-	1,200,566	-
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向け を含む。）	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向 け	60,520	413,793	-	57,404	373,991	-
自己居住用不動産等向け	20,902	64,746	-	13,119	47,959	-
賃貸用不動産向け	-	102,171	-	-	96,020	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産 等向けを除く。）	1,086	68,631	-	828	64,721	-
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	-	6,518	-	-	5,651	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	741,437	-	-	723,169	-
合計	82,510	6,404,487	-	71,352	6,318,702	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しています。CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

8. マーケット・リスクに関する事項

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当J Aでは、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しています。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当組合では、自己資本比率算出要領等に基づき、オペレーショナル・リスクを管理しています。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	51,718	51,718	78,102	78,102
非上場	31,028,852	31,028,852	31,044,553	31,044,553
合 計	31,080,570	31,080,570	31,122,655	31,122,655

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和 6 年度			令和 7 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	288,960	-	-	377,562	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	768,131	-	1,356,018

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	－	－
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。
当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50％相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は5年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NI Iに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NI I以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NI Iと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	3,988	2,057	-	-
2	下方平行シフト	-	-	877	1,183
3	スティープ化	7,264	5,358		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	2,713	2,487		
7	最大値	7,264	5,358	877	1,183
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	36,155		36,416	